

(参考資料)

動物愛護管理推進計画検討委員会第1回委員会(H19.11.26)の意見に対する反映状況(素案に対する検討)

番号	意見	反映状況等
1	パブリックコメントは重要である。次回委員会では、あらかじめ素案を開示しその意見を反映させたものを示してほしい。	11月30日から、動物愛護センターHPに素案を掲載中である。
2	クマ等を飼養する場合は、管理を徹底させ、飼養者の責任を強化させるべきである。共生という立場からすれば、互いに譲り合って飼養するという角度から動物の愛護を考えなければならない。	第4の6に法令上の措置を記載した。
3	動物の飼養により、子どもの心が養われる。学校自ら動物ふれあいの大切さをPRすべきである。	第5の3、第6の2に記載している。 (センターの事業活動で実施中)
4	施策を概括的に示すのではなく、例えば、不妊、去勢手術の費用を補助するとか、注射済証のリングを取付けさせるとか具体的方法を考える必要がある。	予算措置が伴うことであり、今後の検討課題とする。
5	素案では、アニマルセラピーと表記しているが、アニマルセラピーとは、本来「動物介在療法(AAT)」を指す。素案で意図しているのは、「動物介在活動(AAA)」であり、正確に表記した方がよい。	第2の4に「アニマルセラピー(動物介在活動(AAA: Animal Assisted Activity))」と記載した。
6	処分する動物を半分にするという目標があるが、そのための具体的な方法を考えていかなければならない。	第4の3に引取数の減少、譲渡の推進等、施策の方向性を示した。
7	苦情件数等については、地域的に格差がある。地域別の実績を隔月ごととくに公表し、県民に情報を共有させることにより、動物飼養の実態が県民に認識され、適正飼養につながる。	第2回委員会で提示(年度別) 実績等の公表については、その方法等を今後検討する。
8	数値目標を掲げて年次計画を立てて、どのような手段があるか議論した方がよい。そうしなければ、5年後の見直しの際に、実績を評価できない。	第4の3に標記した。 引取頭数 50%削減 処分頭数 30%削減

番号	意見	反映状況等
9	<p>推進計画は、予算的問題だとか、人の問題だとかあるが、方策をどの程度明確にすべきか検討し、盛り込める範囲内で記述するべきである。</p>	<p>第4の3に標記した。 引取頭数 50%削減 処分頭数 30%削減</p>
10	<p>犬の捕獲頭数等は、津軽で少なく県南で多い。実績を公表して欲しい。</p>	<p>第2回委員会で提示(年度別)</p>
11	<p>推進計画には、各委員から出された意見を反映させて欲しい。それらの実態をある程度具体的に記述した方がよいのではないか。</p>	<p>当該反映状況のとおり。</p>
12	<p>多くのアイデアはよいが、今後の方向性としてどちらから手をつけてよいか判るため、先ず本県の現状がどうなのか県民の意識がどうかを調べた方がよい。そのため、県民意識等についてアンケート調査を行うことを盛り込んだらどうか。</p>	<p>第4に県民の意識調査を記載することとした。</p>
13	<p>推進計画では、犬ねこの引取りを半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡を進めるという部分が抜けている。この施策を独立させて積極的に進めるべきではないか。</p>	<p>第4の3に標記した。 引取頭数 50%削減 処分頭数 30%削減</p>
14	<p>田舎では、犬が放飼いにされている場合が多い。終生飼養を促し、放飼いについて罰則を強化する等し、野良犬を発生させないための方策を考えるべきである。</p>	<p>第4の1及び第5の1に記載した。 なお、放し飼いについては、動物愛護管理条例第19条にて、罰則規定がある。</p>
15	<p>環境省から、施策の実施については関係機関のネットワーク化が必要である旨の通達があった。この事業すべてを、県だけが行わなければならないということではなく関係機関の協働、連携が前提にある。各関係機関が何を行うべきか次回委員会から議論したい。</p>	<p>第6の1に記載した。</p>
16	<p>実験動物、産業動物について、動物愛護の観点からもっと詳しく記述すべきである。</p>	<p>まずは、産業動物の飼養及び保管に関する基準、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準等の周知を行うこととして進めることとし、現行の記載どおりとしたい。</p>

番号	意見	反映状況等
17	引取りについて動物愛護団体を紹介する旨記載しているが、当会では、シェルターもなく管理費用もない。このような記述では、県民から引取り依頼が殺到し混乱するので、表現を変えソフトランディングさせてほしい。ネットワークを設けることでかなり実績が上がると思う。	第4の3及び第6の3を修正した。 紹介 相談
18	実験動物、産業動物については、あまり詳しく記述するのはどうかと思う。素案の書きぶりでよいのではないか。	まずは、産業動物の飼養及び保管に関する基準、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準等の周知を行うこととして進めることとし、現行の記載どおりとしたい。
19	牛が病気になった際に、獣医から、薬を注射すれば出荷できなくなると言われた。愛護動物についても安心して使用できる薬、治療等が判れば、捨てられるものも減少する。	食用に供する産業動物については、食肉中への薬物（動物用医薬品）残留を防止するため、法令上の規制がある。 愛護動物については、治療等を行うことなどを含め、命の大切さ、終生飼養について指導する。（第4の3関係）
20	今傾向として、大人ねこ、成犬の引取りがある。これらをどうするかということも一つの課題である。	第4の3の記載としたい。
21	基本指針には「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができる態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である」と記載がある。昨今の凶悪犯罪を見るにつけ、このような考えを全面に出していただきたい。	第2の1に記載することとした。
22	協働関係の構築等に動物愛護推進員等の委嘱の推進を入れていただきたい。	予算措置が伴うことであり、推進員制度については県では検討していない。今後の検討課題とする。
23	飼い主のいないねこ等に対する取り組みでは、ガイドラインの作成をぜひ入れてほしい。	ガイドラインの作成は不要とは考えていない。 飼い主のいないねこ等に対する取り組みを進める上での検討課題としたい。 なお、基本指針では、飼い主のいないねこ等対策を含めたガイドラインを作成することとなっている。
24	犬の登録・予防注射に関する施策項目を設ける。	第4の5に記載することとした。

動物愛護管理推進計画検討委員会第2回委員会（開催日：H19.12.25）の意見及び反映状況（修正案に対する意見）

番号	意見	反映状況等
1	第1回委員会で、捕獲犬等の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡の施策を独立させて積極的に進めるべきではないかと提言したが、独立されていない。県民に適正飼養をアピールする上でも独立させて欲しい。	独立させた。（関係箇所の記載のとおり）
2	施策を進める上で、第4の構成（順番）を入れ替えたほうがよい。	修正案のとおりとした。
3	動物取扱業者の中には、売れさえすればいいと考えている人もいる。管理が行き届いた動物を販売するよう業者を教育して欲しい。	修正案のとおりとした。
4	致死処分頭数の削減目標が犬・ねこ合わせた頭数となっている。別々に標記するべきである。	関係箇所に分けて記載。（犬の致死処分頭数 30%削減、ねこの致死処分頭数 40%削減）
5	致死処分頭数の削減目標が低い。もう少し高い目標を持ってよいのではないかと。	関係箇所に分けて記載。（犬の致死処分頭数 30%削減、ねこの致死処分頭数 40%削減）
6	致死処分頭数の削減目標は、案のとおり30%程度が妥当である。目標達成時に次の目標を掲げればよい。	関係箇所に分けて記載。（犬の致死処分頭数 30%削減、ねこの致死処分頭数 40%削減）

動物愛護管理推進計画検討委員会第2回委員会の意見を踏まえた修正案に対する委員の意見

番号	意見	反映状況等
1	致死処分頭数の削減目標について、引取り以外（返還、譲渡等）による削減頭数の目標が低い。10年後の目標としては努力が足りない。犬は40%削減、ねこは45%削減できると考える。	修正案のとおりとしたい。 犬の致死処分頭数 30%削減 ねこの致死処分頭数 40%削減
2	致死処分頭数の削減目標は、第4の12の記載のとおりでよいと考える。	
3	動物愛護センターの業務を評価し、改善を提言する関係団体及び公募による一般県民が参加した「運営協議会」（仮称）を設置すること。	今後の検討課題とする。
4	各管内に、センター駐在職員、市町村担当職員、警察、関係団体及び公募による一般住民が参加した「地域連絡会」（仮称）を設置すること。	今後の検討課題とする。

動物愛護管理推進計画検討委員会第3回委員会（開催日：H20.3.18）の意見及び反映状況（最終案に対する検討）

番号	意見	反映状況等
1	致死処分頭数の削減目標について、引取り以外（返還、譲渡等）による削減頭数の目標値が低すぎる。東北の中でも最低である。	最終案のとおりとの標記とする。
2	目標は、第4の12の記載のとおりでよいと考える。（極端に高い目標は意味がない。）	最終案のとおりとの標記とする。
3	抑留犬の情報は、電子媒体を用い、写真を付けて市町村に通知するなど、具体的に返還の効果が向上する方法を明記すること。	公示、HPへの情報掲載以外の方法についても研究する旨記載することとする。
4	動物愛護センターの業務を評価し、改善を提言する運営協議会等を設置すること。	今後の検討課題とする。
5	各管内に、センター駐在職員、市町村担当職員、警察、関係団体及び公募による一般住民が参加した地域連絡会等を設置すること。	今後の検討課題とする。
6	動物愛護センターの業務の進め方を検討する協議会等を設置すること。	今後の検討課題とする。
7	関係団体との連携を具体的に記載しては如何か。	最終案のとおりとの標記とする。
8	検討委員会での検討経過等を公表して欲しい。	何らかのかたちで公表する。
9	他県では、動物虐待相談ダイヤルを創設する旨、計画に盛り込んでいる。参考にされたい。	今後の参考とする。
10	本県でも、防犯対策の一環として動物との散歩型見張隊（わんわんパトロール）を結成し活動している。参考にされたい。	今後の参考とする。
11	今後も、当該検討会のように、意見交換ができる場を創設していただきたい。	今後の参考とする。